

保護者様

神戸市立須磨翔風高等学校  
校長 川畑 龍雄

## 感染症罹患時の提出書類について

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、感染症に罹患した生徒が診察を受けた際、神戸市立学校で統一した登校許可書を使用することで、原則文書料が無料となっています。

今回、神戸市教育委員会と神戸市医師会と協議の上、インフルエンザ（欠席期間：発症日翌日より5～7日）については、「**インフルエンザによる欠席期間の報告書**」を使用するように神戸市教育委員会より通知がありました。

なお、インフルエンザ（欠席期間：発症日翌日より4日以内及び8日以上）、インフルエンザ以外の感染症については、「**登校許可書**」を医療機関で記入してもらい、ご提出ください。

下記の説明をお読みいただき、ご対応いただくようお願いいたします。ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

## 記

インフルエンザ 登校基準	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。 (学校において予防すべき感染症の解説より<平成30年3月改訂>抜粋)
-----------------	--

1. 「**インフルエンザによる欠席期間の報告書**」（欠席期間：発症日翌日より5～7日）【裏面様式】
  - ・保護者が記入し、学校にご提出ください。（報告書を記入するための再受診は必要ありません。）
  - ・提出時には、薬剤の説明書等（コピー可）を添付してください。
2. 「**インフルエンザ用 登校許可書**」（欠席期間：発症日翌日より4日以内及び8日以上）
  - ・医療機関で記入してもらい、学校にご提出ください。（原則、神戸市内医療機関文書料無料）
3. 「**登校許可書**」インフルエンザ以外【百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜炎（プール熱）等】
  - ・医療機関で記入してもらい、学校にご提出ください。原則、神戸市医師会加盟の医療機関は、文書料は無料です。有料となる場合は、保護者が医師の指示内容を書面等で学校に報告してください。

※全ての様式は、本校のホームページから印刷可能です。（学校からお渡しすることもできます。）

※ご不明な点は、保健室にご相談ください。